

城北中学校区新統合小学校の校名案への意見募集で出された質問及び質問に対する飯山市教育委員会の考え方

No.	意見 申出者	提出された意見(質問)	市教育委員会の考え方
1	個人	学校名候補として市民からの応募校名の発表と投票数の開示がなく、それに伴い学校名が10案に絞られた経緯と決定された評価の基準を教えてください。	校名案の募集要領では「趣旨」のところで、「児童の夢や希望を育み、市民の皆さんから明るく親しみを持っていただける校名案をお寄せください。」とあり、選定方法に、ご応募いただいた校名案を参考に、推進会議で選考された中から決定します。また、 <u>応募数が多い名前を必ずしも校名とするものではありません。</u> また、 <u>応募された校名案を一部修正することもあります、</u> としておりますので、選定に投票数の開示は必要ないと考えました。10案に絞ったのも、この応募要領にある「趣旨」や「選定方法」で示したことをもとに選定したものです。
2	個人	応募総数301件（149案）の上位10位までが選出されてないのであればその基準と選定理由の開示をお願いします。	応募要領で示している「選定方法」に従って選定したというのが理由となります。選定の基準(評価の観点)と校名候補10名の選定理由は、ホームページ及び市報3月号で開示したとおりです。
3	個人	「評価点」なるものの指標と点数配分、選考された方の持ち点などの開示をお願いします。	評価点の指標(評価の観点)は、ホームページで公開しているとおりです。校名検討委員会8名と開校計画推進委員会委員8名の16名で、五つの指標について、それぞれ10点、7点、5点という3段階の点数をつけ、その合計点により上位10案から、開校計画推進会議で決定しました。
4	個人	市民が最初に学校名を知る機会がなぜ新聞の記事だったのか教えてください。	校名案の公表においては、最初に市民の代表である議員への報告を「議会全員協議会」において行いました。この場には報道機関の取材が許可されているため、開催翌日の新聞に記事として掲載され、飯山市としてはその翌日にホームページで公開したため、結果として飯山市教育委員会の発表の方が遅くなりました。

No.	意見 申出者	提出された意見(質問)	市教育委員会の考え方
5	個人	学校名決定の期日令和5年3月中とされているにも関わらず、学校名への意見の締切が4月15日までなのか教えてください。	新聞記事として校名案が掲載された翌日、SNSで話題になっている、という情報が入りました。その後、2名の方から電話等で校名案について直接ご意見をいただきました。 そこで、広く意見募集をして、たくさんの方の意見を参考にして対応を考えていくということで、パブリックコメント期間と同じ1か月間の意見募集期間を設けました。
6	個人	意見のあるものに対し氏名、住所、連絡先の明記を必須としながら選定された委員の名前の公表がありません。何故でしょうか？ 誰がどのような基準（評価点）で決定に至ったのか我々は知りたいと考えます。	しっかりとした手続きで意見を募集する必要があると判断し、意見募集の期間や応募の際のお名前等の記載については、パブリックコメント募集と同様の方法で意見募集を行いました。いただいたご意見は個人情報流出がないよう、対応していきます。 委員名の公表については、地域から推薦されている校名委員の方々に不利益が及ばないよう、また今後、他の検討委員会等の委員も支障なく委員になっていただくためにも、公表はしないものとなりました。
7	個人	統合後の既存小学校舎後利用について利用希望事業者がいるのですが、どういった案内をすれば良いのでしょうか？	市役所内に、後利用について調査・検討などを行う「校舎後利用庁内検討委員会」を設けています。詳しくは、事務局は総務部総務課管財係、電話0269(67)0720までお問い合わせをお願いします。
8	個人	「城南」中学校区においても、十数年後に小学校が統合すると聞いております。とすれば、飯山市内で2校のみとなる小学校の校名は、中学校がそうであるように、バランスの取れたものが良いと考えます。 そのうえで質問いたしますが、今回の選定は、後の城南中学校区新統合小学校の校名選定にも制限を加える決定だ、と捉えてよいのでしょうか。具体的には、城北中学校区新統合小学校校名が「飯山虹の丘小学校」と決まったならば、城南中学校区新統合小学校の校名は「城南小学校」や「飯山南小学校」、「飯山小学校」にはならない、と考えてよろしいでしょうか。	城南中学校区統合小学校の校名については、その検討時期において、ふさわしい校名案を検討して決定していくこととなります。